

令和5年度第2回 静岡市清掃対策審議会会議録

- 1 日時 令和5年11月2日(木) 午前10時～正午
- 2 場所 静岡市役所静岡庁舎本館 第2委員会室
- 3 出席者 (委員)
平井(一)委員、児嶋委員、浜田委員、杉本委員、平井(正)委員、
尾崎委員、板谷委員、石田委員、溝口委員、窪田委員、増田委員、
大石委員、狩野委員、松尾委員
- (事務局)
田嶋環境局長、大畑環境局次長、
【ごみ減量推進課】
萩原ごみ減量推進課長補佐
【廃棄物対策課】
長田廃棄物対策課長、菅澤主幹兼係長、井関係長
【収集業務課】
鈴木収集業務課長
【廃棄物処理課】
小林廃棄物処理課長
【動物指導センター】
川口動物指導センター所長
- 4 傍聴人 1人
- 5 諮問・審議事項
(1) 一般廃棄物処理手数料の改定について
(2) し尿くみ取料交付金要綱の改定について
- 6 報告事項
(廃棄物対策課) ・一般廃棄物の許可手続きに関する要綱制定について
(ごみ減量推進課) ・プラスチックごみ分別の検討状況について
・一般廃棄物処理基本計画セミナーの周知
・災害時のごみの出し方について

7 会議録

(ごみ減量推進課 萩原課長補佐より諮問・審議事項(1)の概要説明)

大石委員 動物火葬のところの、富士市 2,900 円、富士宮市は 5,230 円、焼津・藤枝は 3,890 円、この格差は、どういう形で生まれているのか知りたい。

川口所長 動物火葬手数料の各市の差ですが、動物火葬原価の考え方が違い、扱う頭数や動物の大きさで金額が違う。詳しいところは教えてもらってはいないが、全国的にも調べてみたところ、各市ばらばらで、1 頭あたり 3,000 円から 5,000 円位で行われているところが多い。

大石委員 近隣市の手数料も、動物の原価に基づいて地域ごとに決めているのか。

川口所長 基本的には火葬原価に基づいて、近隣市も決めている。

平井(正)委員 1 点だけお伺いしたい。手数料改定は必要なところだと思うが、これから、周知広報をされていくなかで、今後、駆け込みということが予想される。これがどれくらい想定されるか、また、これの対策をどのように考えているか教えてほしい。

萩原課長補佐 ご質問ありがとうございます。駆け込みの想定や対策ですが、前回改正した、平成 21 年度の時もやはり駆け込み需要があり、先に購入しておく、といった実態があった。ただ、これがどの程度の規模だったかは把握していない。条例の経過措置のなかで、施行日までに購入した分については、改定後も使用できるようにすることから、駆け込みの購入が増えるということは想定される。この分については、引き続き使用が可能となる。

窪田委員 町内でもごみの収集、美化担当をしている。いつも思うところ、産業廃棄物というのは、お金を得るために使ったごみだと思うが、規模がいろいろあるし、コロナのなかで、小規模のお店は大変だと思う。小さいごみにも、業者が来なくてはいけない、これにもお金がかかる。疑問に思うところは、産業廃棄物の範囲というのは、どの程度の規模なのか。逆に、飲食店で小規模なところは町内の、そこに住んでいなくても、お店を出している所でビン缶の日に出してしまう。これを黙認している状態だと思う。一生懸命、お金を

払って処理している事業者と、払っていない事業者がいる。これについて教えてほしい。

萩原課長補佐　ご質問ありがとうございます。産業廃棄物の範囲は、配布している別添資料を見ていただきながら回答させていただく。廃棄物の種類は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。産業廃棄物は、事例として、廃プラスチック類、がれき、ゴム、金属などがあるが、例えば金属くずについては、先ほど委員がおっしゃった、金属の産業廃棄物処理の許可を持った業者に処理を依頼しなければならない。しかし、缶については、ちょっと難しい話になるが、専ら物、という規定があり、許可が不要で対応できる。結論が遅くなってしまったが、自治会町内会が資源回収しているビン缶については、基本的には資源物として集めていると思う。本来は一般廃棄物に該当するビン缶を集めているもので、市からの奨励金もそれに対してのものであるところ、本来は事業者は排出してはならないと考える。ただ、缶は売れる物なので、自治会が独自に直接事業者と取引して、排出しているのなら問題はない。廃棄物の種類によって違うところはあるが、今回の改正の対象となるのは、生ごみ、布切れ、紙きれといったものが対象で、よく間違っている物はプラスチック類だが、これは不適正排出となる。

窪田委員　ごみ袋で集積所に排出されているもの、緑色の袋や透明のものがあるが、色が違うのは何か。

萩原課長補佐　緑色の袋で回収できる事業者のごみは、資料にあるとおり生ごみ、紙くずや木くずで、事業者の一般廃棄物に該当するもの、これらは市が回収している。それ以外の透明の袋は、一般家庭から排出されるもの。

杉本委員　ひとつは、処理原価の計算の仕方、令和2年から令和4年の平均値を原価としているが、昨今の燃料の高騰などがあり、実際はもっと原価が上がっているのではないか。手数料をあげるというわけではないが、昨今の処理原価はどの程度か知りたい。

萩原課長補佐　令和2年度のごみ処理原価は、収集運搬に係る部分と、処分に係る部分があるが、収集運搬の原価は20,750円、処分に係る部分が20,463円、合計が41,213円、令和3年度が、収集21,220円、処分が23,298円、合計44,519円、令和4年度収集運搬20,691円、処分費が26,266円、合計46,957円となっている。これに含まれる費用として、人件費や委託料、工場にかかる運

営費、収集運搬に係る車両費などがある。

杉本委員 やはり、近年になっていくと費用が上がっている。令和5年度になると、更に上がっていくのではと思う。こういった状況ではあるが、近隣とあわせる、といったことかと思う。しかし、小さな事業者は、物価高騰により非常に経営が大変だという中で、ごみの処理もこの経営にかかわるところ。本来であれば、処理原価を全額もらうというのはわかるが、一方で、中小企業を支援していかななくてはならないという観点もある。つまり、両面の考えが必要、中小企業支援といった観点からの考えはないか。

萩原課長補佐 まず原則として、原価相当をもらう。これに差があるということは、その分は市民に負担してもらうこととなる。中小企業支援については、ごみの話に関わらず、経済活動に対する支援のため、経済局を中心とした支援が望ましいと考える。

杉本委員 わかりました。それで、動物の火葬、骨があって肉があってとなるが、火葬の方が、重さに対する原価は高いと思う。一匹あたりの原価だと、猫や大きい動物で異なると思うが、燃やすという設備に対してお金がかかるのか。この原価の考え方を教えてほしい。

川口所長 動物の火葬は産女のところでやっている。方法としては集団火葬をしているが、大型犬くらいまでならできるが、それ以上大きいものについては、処理できないのでお断りしている。小型犬や猫、マウス等、ペットの種類はバラバラなので、大きさによって、という方法も検討はしたが、ペットは家族同等という心情をとらえながら、種類別とするよりも、どんな動物であっても一匹一匹、丁寧に扱いしっかりと埋葬させていただくということで同じ金額で設定している。

杉本委員 確認ですが、火葬だけではなく、埋葬も含めての金額と考えてよいか。

川口所長 原価の考え方については、燃料費や人件費、更に最近は修繕費、そして埋葬まで、ここまで含めての費用ということになる。

尾崎会長 その他ございませんか。では、この案件についてはここまでとさせていただきます。本件については継続審議とさせていただき、次回以降に答申を行うこととします。

(廃棄物対策課 長田課長より諮問・審議事項(2)の概要説明)

尾崎会長 ただいまの説明について、ご質問はありますか。

児嶋委員 説明ありがとうございました。確認ですが、市民に対して交付するものなのか、事業者に交付するものなのか、その交付先を教えてください。

長田課長 交付については、処理業者に対して交付するものとなっております。

児嶋委員 ありがとうございます。今回の変更で、業者による報告に基づき、交付金を決定するものだと思うが、3年に1回の市の調査は必要なのか。報告を信じればよいのではないか、と思うが。

長田課長 確かに、報告を信じればよい、とは思うが、市としても確実に、交付の対象を確認するために、3年に1回の調査は継続していきたい。

平井(正)委員 二点お聞きしたい。資料2-1の汲み取り世帯数の推移、3年ごとの調査で700世帯の減少となっているが、今後も汲み取り世帯は700世帯くらいは減少していくものなのか。

また、対象世帯の減少に伴って運搬効率が悪化していく、とあるが、汲み取り業者の経営が心配になってくる。静岡市内の業者の数、このあたりをお聞きしたい。

長田課長 6年前、3年前と約700世帯ずつ減っている。次の3年について、確かなことはわからないが、同程度の減少になるのではと考えている。現在の汲み取り業者の数については12業者ある。

杉本委員 聞くことではないのかもしれないが、業者に対する交付金の話をしているが、現在、市民が業者に汲み取りを依頼するときの金額はどれくらいなのか。

長田課長 市民が負担する部分だが、市民負担については、定額制と従量制があるが、定額制は人数あたりで払うもので、一人当たり640円、従量制というのは1ゲージあたり、定期的に収集しない場合はこの従量制に基づくが、1ゲージ、これは18リットルになるが、285円という負担になっている。

杉本委員　　つまり、事業者が経営を保つために交付金を出しており、この交付金とは、こういった業者が業務を実施するために必要な経費を賄うための交付金と
思ったが、この市民からもらう金額と交付金をあわせたものが処理に必要な
原価ということか。このあたりを教えて欲しい。

長田課長　　くみ取り原価は、1ゲージ当たりの収集運搬原価（経費）。また、このく
み取り原価は、市民が支払うくみ取り料と収集運搬に係る効率悪化分を合
算したものと等しくなる。交付金については業者の経営安定のため、という
面があるが、市民負担の軽減という点もある。この市民の負担が、市民一人
あたりでは 640 円となっているが、交付金の単価については、調査によっ
て判明した一世帯あたりの単価となっている。

杉本委員　　そうすると、世帯数が一人のところもあれば、5人のところもある。たく
さんのところは、たくさんとっても、お金は一緒、ということだなと理解し
た。

別の話になるが、災害があって、避難所で簡易トイレを使う。こうした場
合は、特別な災害対策として負担料金なしで実施するのか。

長田課長　　災害による避難所等の仮設トイレについては、恒常的なものではないの
で、この交付金の対象とはならない。災害時の対応については、適宜対応し
ていく。

杉本委員　　要は、交付金がないので、業者が頑張っているのにお金がもらえないと大
変だと思ったが、きちんと市が対応していただければと思う。

松尾委員　　素朴な質問、疑問ですが、汲み取り世帯が減少していく中で、住まなくな
った家の汲み取り残し、というのはどうなるのか。住んでいた人が転居され
て、存命の場合、最後、汲み取ってもらったときの費用負担も発生するという
不安があると思うが。あるいは、亡くなって住まなくなった家、こういった
家の汲み取り残しはないのか。この費用は誰が負担するのか気になった。

長田課長　　親族などが対応するものと思っている。この場合は交付金の対象となる。

窪田委員　　素朴な疑問だが、業者が収集したものは、最終的には市の処理場に廃棄す
るのか。それがどうなるのか。今回の事で再認識したことがあるが、災害時
やイベント、いろいろな業種もそうだが、今後も、し尿汲み取り業者は必要

だなど改めて思った。だんだん、こういった業者は減っていくのではないかと思うが、この業者の経営への対応はどうかと思って話を聞いていた。それに対して、業者が最終的にどのように処理するのか教えて欲しい。

長田課長 業者が収集したし尿は、市のし尿処理施設に持ち込まれ、適正に処理されている。

窪田委員 それはお金がかかるのか。

長田課長 処理は無料となっている。

松尾委員 先ほどの汲み取り残しについて、親族の方が負担されるということだが、もし親族がいない場合、こういった場合は、汲み取り残しというのはどうなるのか。

長田課長 確かに一人暮らしの人がいた場合、こういったことも起こりうると思うが、市としては、賃貸であればその管理会社、持ち家であれば、相続人が実施するものと考えている。

杉本委員 交付金の関係ではないが、中山間地は下水道は整備しない、合併浄化槽に変えていく、といった状態だが、こういった、し尿汲み取りの方も、合併浄化槽に変えていってほしいと思うが、この合併浄化槽への切り替えの働きかけについては、どのように取り組んでいるのか。

長田課長 合併処理浄化槽への転換の件ですが、実態調査の時に促す、ということはしてない。しかし実態踏査とは別に、地区を決めて個別訪問をして、合併浄化槽への転換を促している。この合併浄化槽への切り替えについては補助金を出している。

石田委員 交付金については実態調査をされているが、これは市職員がやっており、3年に1回、かなり大変ではないかと思うが、ほかの方法も考えられるのではないか。業務をやりながら実態調査は本当に大変だと思うが、何かいい方法はないのか。

長田課長 説明の中でもあったが、かなり事務負担が多いのは確か。代替えの方法も検討していく必要があると思う。例えば委託という方法もあるが、かなり

の個人情報も扱うため、現時点では市の職員が対応していくものと考えている。これからは報告書を求めることとしたので、事務負担が軽減されるのではと考えている。この報告制度がうまく運用できれば、将来的には、この実態調査についても見直していく必要があるのではないかと思う。

浜田委員 質問というより意見なのだが、職員の方、3年に1回とはいえ訪問調査は負担が大きいのではないかと思う。これは提案なのだが、下水道や合併処理浄化槽への転換、切替えの際、例えば施設に入る、転居するなど、なにかしらのトリガーがあると思う。個人情報の関係で難しいかもしれないが、局間連携をして、そういった情報を集めてもらえればよいのではないかと思う。

長田課長 ご提案ありがとうございます。検討させていただきます。

尾崎会長 そのほかご質問ありますか。みなさまからご質問、ご意見をいただきましたが、ここまでとさせていただきます。本件についても継続審議としまして、次回以降に答申を行うこととします。

(廃棄物対策課 長田課長及びごみ減量推進課 萩原課長補佐より報告事項について
概要説明)

溝口委員 プラスチックの資源の回収のなかに、ペットボトルが入っていないが、きちんと処理されていると理解してよいか。

萩原課長補佐 ペットボトルについては、これまでのとおり、ペットボトルのごみと分別して回収していく。その回収方法については検討していく。

溝口委員 処理だけを考えるのではなく、そもそもごみを出さない方法を市としても啓発してほしいと思う。たとえば、今日の会議のようにペットボトルを出さないよう、リサイクルすればよいという訳ではなく、そもそもごみを出さないことを啓発していくことが重要ではないか。

萩原課長補佐 ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、リサイクルは最終手段、まずはごみを出さないことを啓発していきたい。

窪田委員 2点ある。1点目は前回のセミナーに対しての一般市民の方の意見・収集率などを知りたい。

もう一点は、今日テレビでやっていたが、三島市の対策委員会のなかで、リサイクル品をメルカリに出品したり、建物の中で家庭から出た家具などを一般市民へ売るような、こういった取組は全国で行われているが、捨てられた使えるものを回収して市民へ安く売るといった、こういったごみ減量施策も参考にしてほしいと思う。

萩原課長補佐

セミナーの市民の意見では、静岡市はプラスチックを燃やしてきたのに、なぜ方針を転換するのかといった声があった。ごみの中のプラスチックが減ると、発電量が減ってしまい、ごみを燃やすために燃料を追加して、かえってCO₂が増えるのではといった指摘もあったが、プラスチックの減少量を加味しても環境にやさしいものである等、説明して納得して頂けるようにしたい。ごみの出し方等についてリサイクルの手前にリユースがあり、メルカリなど、民間の事業者が多くあるので、そういった事業者をうまく活用して、再利用していけるよう、案内していきたいと思う。

窪田委員

リユースの必要性が迫っていること、これらを具体的に、うまく啓発していきたい。

萩原課長補佐

参考とさせていただき、今後の啓発に役立てていければと思う。

平井（一）議員

一言だけ。三島市の事例がある。私は三島市の対策審議会の会長をやっており、昨日、参加議論をしてきたところだが、非常に三島市として明確にいいという点は、若い世代がごみ問題に非常に興味を持つ、関心を持つといった明確なデータがでてくる。三島市は日大の国際関係学部など、大学が多いので、こういった若者が環境問題に積極的に関わってくるところが面白い。もし、興味があれば、三島市に直接、私の紹介だと言って尋ねてほしい。

大石委員

私はごみを回収している方なので、プラスチックの資源の分別を静岡市がやり始めるのは、大賛成である。ごみを拾っている立場からすると、プラスチックがそのまま海に流れてしまう、それを食い止めるための手段として、回収を分別することで、みんながプラスチックを出してはいけない、という認識ができるのではと思う。また、企業とタイアップして、フードロス、ごみを減らす、こういった取組も賛成である。それから、3年から5年かかるというもの、これについては認知度がないので段階的に実施していく必要があると思う。これまで燃やしていたものを、分別す

るように求めるのは、当然、反発が出ると思うので、もっと市民向けセミナーの中で、現状を伝えたり、事実を知ってもらうよう実施して進めていく。

萩原課長補佐 プラスチックの分別については、プラスチックを分別したから、海に流れないというものではないが、適正なプラスチック分別の後のフローについては十分、周知していきたいと考えている。また企業のタイアップの件は、企業の取組について、市民にうまく周知できるよう、どのような方面から啓発していくかが大切だと思うので、これから企業と一緒に考えていききたいと思う。セミナーについては、今後も引き続き、次年度等も市の施策の現状について、市民のみなさまに知っていただく機会を設けていきたい。

松尾委員 今回参考として、資料を皆さんのもとへ配らせていただいた。京都市のごみ分別のガイドブックを入手し、それを葵区・駿河区版のガイドブックと比較して、それぞれの市のいいところをまとめたので、御覧になっていただければと思う。参考として、最後4ページ目に市への提言について、ガイドブックをよりわかりやすいものに変えてほしいこと、プラスチックの回収拠点、資源回収拠点を増やすこと、最後に1点、ごみ減量推進課という課名を資源循環推進課に変更にしてはどうかとご提案をさせて頂いた。

萩原課長補佐 京都市は、政令指令都市の中でトップのごみ削減ができていく都市で、一人1日あたりのごみ量としてトップの市であるので、参考にしていきたい。

溝口委員 自分で7月から生ごみと、そうでないごみを量っているのだが、4日間で生ごみが244g、普通のごみが332gだった。計量すると、前の週よりもなるべく減らしたいと思う意識が強くなるので、市民の方にも、まずは家を出たごみを量るところから始めたら、意識が変わるのではないかなと思う。

萩原課長補佐 ありがとうございます。生ごみというのは、重量が非常にある。委員がやって頂いたような、日々ごみを計量する方法については、静岡市のホームページで食ロス日記というものを公開している。ごみを減らす効果などを知れる啓発もので、こういったものをもっと使っていただく、考えて

いただくものとして、啓発を進めていきたいと思う。セミナーの中でも、生ごみ減量は重要なものと位置付けているところ。

尾崎会長 ご意見はまだまだあるかと存じますが、時間の都合上、ここまでとさせていただきます。

これをもって令和5年度第2回静岡市清掃対策審議会を閉会する。
(閉会)

8 会議録署名

会長 尾崎 行雄

